

講演

情報知識と知的所有権[†]

名和 小太郎^{††}

私はエンジニアで、法律は素人です。ただ業界の代表として著作権審議会の専門委員を長らくしています。はじめは第7小委員会でデータベース、ニューメディアについて勉強しました。現在は第9小委員会で、コンピュータ著作物について議論しています。これまで議論してきた過程で、著作権制度をエンジニアが見たらどんなことになるのか。それを申しあげてみたい。あるいは法律的に間違ったことを申しあげるかもしれませんが、ご勘弁ねがいます。

1. 知的所有権の構造

著作権審議会の構成メンバーの性格は3種類あります。まず1/3が法律関係の人、つぎの1/3が文筆業など伝統的メディアの表現にたずさわる人、最後の1/3が新しい技術分野の人です。つまり新しいテクノロジーに関する意見はつねに少数派というわけで、伝統的な法律の仕組みを変えることはなかなかできません。できることは既存の法律の枠の中でいかに拡大解釈をしていくか、ということになります。現在の制度は異なるメディア間では不均一であり、けっして論理的統一のあるものではありません。あるメディアでの権利はこうだといっても、隣の分野ではそうはいえない、ということがあります。まず、現在の制度はどうなっているかということを、紹介します。

1.1 知的所有権の種類

いわゆる「知的所有権」と言われるものには、大ざっぱに申しますと、まず著作権、それから工業所有権があり、工業所有権の中には、特許、実用新案、意匠、商標があります。最近、これに加えて「財産的情報」ということがいわれるようになりました。たとえば昨年経団連がアメリカ、ヨーロッパの産業

団体と、知的所有権に関わる制度を討議しましたが、ここで「財産的情報」という言葉が出現しました。また、日米科学技術協定の中に「商業的情報」という用語があります。いずれも従来の知的所有権の枠の外に、新しい権利を認めようということです。まず、知的所有権の位置をみるために情報を分類します。第一に、「有償」で売買される情報か「無償」で利用できる情報か、第二に、「公開」されている情報か「秘匿」されている情報か、という枠組で分類すると図1のようになります。この分類で知的所有

	公開	秘匿
有償	知的所有権	企業秘密
無償	公共的情報	

図1 知的所有権の位置

権というのは「公開」かつ「有償」な情報ということになります。ところが「秘匿」かつ「有償」の情報に権利を主張しようというのが財産的情報で、企業秘密などがこれに当たります。しからば「公開」かつ「無償」の情報は何かといえば、代表例に技術標準があります。これは「公開」かつ「有償」の知的所有権とは排他的な関係になります。技術標準の一つに国際電信電話諮問委員会(CCITT)の勧告がありますが、ここでは「パテント・ポリシー」があり、技術標準と知的所有権との排他性を規定しています(図2)。国際標準化機構(ISO)にも、同様の規定があります。知的所有権を本来の主旨に則して分けますと、図3に示すように、権利の用途が「産業用」か「非産業用」か、また権利の対象が情報の「意味」にあるのか「表現」にあるのか、ということになります。「産業用」かつ「意味」にあるとするのが特許あるいは企業秘密、「産業用」かつ「表現」にあるとするのが意匠、商標、半導体回路。「非産業用」かつ「表

[†]Information, Knowledge and Intellectual Property by Kotaro Nawa (Asahi Research Center)
^{††}旭リサーチセンター

- 1 特許を含む国際標準は、
特許権保持者が妥当な対価と条件により
普遍的に特許の使用を許諾する旨宣言
しないかぎり、
成立させない。
- 2 国際標準機関としては、
特許等に関する情報の提供を関係者に要
請するが、
その情報についての保証は一切しない。

図 2 国際標準 vs 特許

	産業用	非産業用
意 味	特許権/ 企業秘密	
表 現	意匠/商標 半導体回路	著作権

図 3 知的所有権の分類

現」にあるとするのが著作権になるわけです。しかし現実には、たとえばコンピュータ・プログラムは産業用と考えるのが本来の筋でしょうが、著作権で保護されています。つまり現時点では、この枠組みに嵌まらない現象がたくさんあります。

つぎに特許権、著作権、企業秘密を比較しますと、図 4 のようになります。特許権では、きまった手続きで登録をして、独占的な権利が保護されます。ところが著作権では、ほとんどの国で、創作された時点で権利が生じる。メディアに固定されていようが固定されないままであろうが、公表されていようがいまいが、創作時点で著作権が発生する、というものです。企業秘密の方は、登録、公表する必要はありませんが、あとで紛争が起きた時点でエビデンスを示すことが条件です。ある企業が秘匿情報をもっていることは、それがなんらかの理由で露顕しないかぎりには外界からは分かりません。

独占という点でみますと、特許は権利について排他性があります。著作権と企業秘密は登録しない

	登 録	独 占	権利保護
特許権	○	○	○
著作権	×	×	○
企業秘密	×	×	×→○

図 4 知的所有権の性格

のですから、排他性はありません。たまたま違う人が同じもの、よく似た著作物を作ったとしても、コピーをしたという証拠がなければ独立の著作物として認められます。企業秘密についても同様です。

1.2 権利の中身

つぎに権利の保護とはどういうことか。損害を受けた場合に損害賠償の請求ができるとか、誰かが無断にコピーをばらまこうとしたらそれを差止め請求できるとか、という権利のことです。企業秘密については、アメリカの州法では、賠償の対象となり差止め請求ができます。日本の場合はまだそうではありません。

知的所有権には意味と表現があるわけですが、これは重複しては取れません。意味（表現）を取ると表現（意味）の方は取れない、つまり特許（著作権）を取った場合は著作権（特許）は取れません。このように、どちらかを取るということでこれまでの秩序ができていたわけです。

コピーが問題になるのはどういうことか。先人が作った情報と自分の情報がどのくらい似ているか、または違っているかということです。それを図式的に考えると図 5 のようになります。

特許の場合は、先人の業績と本人の業績をはっきり分けています。本人の業績はこの範囲と、はっきりクレームとして出すわけです。したがって、その部分が登録されて権利を生じます。

ところが著作権の場合は登録しませんので、存在するものはつねに丸ごとの情報なのですね。「この部分に私の権利がある」と主張するのではなく、先人の情報を丸ごと抱えこんだ本人の情報が存在し、これ自体に著作権があるかどうかという話になるわけ

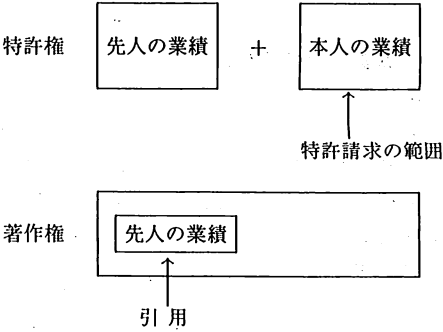


図 5 先人の業績との関係

です。したがって、先人の情報はこの中に組みこまれており、これがいわゆる「引用」になります。著作物の引用については、著作権法は自由にしてよいことになっていますが、これは登録しないでよいことに見合っています。

ところが、一旦これが紛争の対象となりますと、本人の権利の範囲がどこまでかということになりますと、はじめから範囲を確定しなかったのですから、議論がややこしくなります。引用の部分が大きく膨らむと複製になり、逆に、引用が少なくなるほど本人の創作物になりますが、この中間型がいろいろあるわけです。

アメリカでは、ソフトウェアの著作権について、これがコピーであるのかないのか、この判断のために条件がいくつかあります。その一つにテキストの同一性があります。アメリカのコンピュータ・プログラムの場合には、実質的同一性 (substantial similarity) があればよい、すなわち丸まる同一でなくても「実質的に」同一であればよいということがあり、この「実質的に」という言葉がきわめて曖昧なのです。きびしい例では、18万行のプログラムのうちわずかに44行同じであったものが、実質的に同一であると判定されたこともあるようです。T社が米国I社の交換機を輸出したとき、I社が当時の税関に示したガイドラインというのは、7割以上似ていれば黒、7割以下3割の間はグレーということでした。このへんの区別は非常に曖昧なのです。

以下、著作権に話題をしばって申しあげたいと存じます。

2. 著作権の構造

著作権は非常に複雑な制度でして、その権利は「権利の束」と呼ばれるものから構成されています(図6)。大きくは、著作人格権、著作権、そして著作隣接権の3つになります。著作人格権というのは、創作者本人に付いており市場で売買できないものです。その他の2つは市場で取引することができます。著作権と著作隣接権はどこが違うかというと、著作権は著作物を作った人の権利、著作隣接権は世にある著作物を使って何か仕事をする人の権利です。つまり著作権というのはプロデューサの権利、著作隣接権というのはディストリビュータの権利と考えていただくとういでしょう。

それでは著作権とはどんなものか。法律の条文に

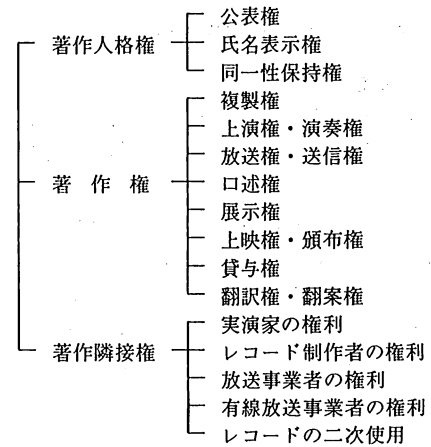


図6 著作権の構成

は「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう」と書いてあります。この条文を解釈するとつぎのようになります。

1 「思想・感情」というキーワードの意味は、データは思想、感情の表現ではないので、著作権の対象にはならない、ということです。

2 「創作的」というキーワードの意味は、その人の創意が入っている、つまり「差異」があればよい、ということです。特許の場合には「新規性」などを必要としますが、著作権の場合は別に新しくなくともよいのです。

3 「表現したもの」というキーワードの意味は何か。アイディアは含まない、ということです。

4 「文芸、学術、美術、音楽の範囲に属する」というキーワードの意味は、工業美術、工業デザイン、ICマスクなどの工業品は除くということです。これらは著作物ではありません。たとえば、包装紙というのは工業デザインで著作物ではないのですが、例外がありまして、三越の包装紙というのは高名な画家の作品なのですね。これは芸術家が描いたので著作物になります。

ここで一言申しあげておきますが、現実には、著作物性が有るか無いかは、有償であるか無償であるかということと独立の話です。著作物性が有ってもオカネは払わないこともありますし、また著作物性がないからといってタダというわけではありません。オカネを払う払わないは契約の問題です。(つまり、

図1は概念的なものと理解してください。)

3. データベースの著作権

3.1 定義

皆さまはデータベースに関心をお持ちかと存じます。最近「データベースは著作物である」と法律が変わりました。

「データベースの著作物」と「編集著作物」とはどこが違うか。編集著作物は編集の過程に創作性があるとしたものです。データベースは編集著作物であるとすれば、わざわざデータベースに著作物性を認めなくてもカバーできるのではないかという議論もあったのです。それを、なぜべつに定義したかという、保護の体系が違うのですね。

なお、データベースには著作権があっても、データ自体には著作権のある場合、ない場合があります。これを図7にします。

3.2 ダウン・ローディング

オンライン検索の問題は、データベースをどのくらい端末側に落したら複製になるかということがあります。ダウン・ローディングが複製であることは法律上ははっきりしています。ただ、元のデータベースの何分の一を出力したら元のデータベースの複製になるのか、親ファイルのどれくらいのサブセットを落としたら複製か。これには誰も権威を持って応えることはできません。著作権というものは大枠はきまっていますが、細かい所になると何も分からないのです。紛争が起きて、判例が出てきまるのが慣例ですが、その判例が少ないのです。裁判官も裁定しにくいから和解を勧める(笑)。そのため判例は増えないのが現状です。

なお、端末から1件のデータを引き出す場合、もとのデータ自体に著作物性があれば、出力にも著作物性があります。なければ、ありません。

3.3 抄録の著作物性

要旨と原著物の関係を申しますと、要旨は原著物とは独立の著作物であるという考え方と、これは原著物の二次著作物であるという考え方と、2通りあります。

現在の学術文献データベースでは、抄録を作るにあたり、ほとんどの場合、原著者に許諾を得ていないわけです。データベース作成機関が、自分たちの裁量で要旨を作って配布するのが、いわば慣行になっています。この慣行でよいのだというのが一つ

の結論であります。この場合、要旨を作るのには創意がいるわけですから、これはこれで原著物とは独立した著作物であるということになっています。

もう一つ、要旨は原論文の「二次著作物」であるという考え方があります。本来の著作物を参照しながら新しい著作物を作るのが二次著作物ということです。つまり本物があってそこから引っ張ってきたもの、たとえば音楽の編曲、翻訳、要旨の作成、そういうものが二次著作物です。(編集著作物というのは、原著物をそのまま集めてきて束ねて、ある種の発想で編集したもので、二次著作物とは概念が違います。)

新聞社ではCTSが非常に進んできました。CTSで本文を作り、これをコンピュータの中でデータベースにつなげ、自動的に要旨を作成する方式が実用になってます。たとえば、はじめの1パラグラフを要旨とし、その中からキーワードの自動切り出しをする。キーワードの自動切り出しという技術は、いまや実用になっています。このようにみると、要旨は原論文の二次著作物であることになります。

「審議会報告」は両論併記しています。このように現在二つの考え方があるということですから、それぞれの世界の中で従前通りの行動をしている分には問題はありませんが、別の領域に進出して自分のもとの考え方で行動しますと、紛争の起こる可能性があります。

3.4 法人著作物

著作権は個人の権利であるという発想が基本的にあります。特許の場合には発明者、著作権については創作者がその権利を持つのでありまして、組織が持つということは法の主旨からいうと例外的な発想であります。

最近は組織が権利を持つ法人著作物が増えていきます。これが法人著作であるといいきるためには、たとえば、きちんとした雇用契約があることが前提になります。大勢の人がボランティアでデータを作り、これらを集めてデータベースを作った場合には、権利は誰に属するのか。

3.5 共同構築のデータベース

また、店頭のPOSからデータが入り、それがVAN事業者などのコンピュータに入り、そこで自動的にデータベースに編集される、という場合、データベースの権利はVAN事業者に所属します。この場合、データの所有者とデータベースの所有者が違

データベースの種類		素 材 デ ー タ		データの著作物性
参 照 デー タ ベ ース	書誌データ ベース	抄録なし	公文書, 特許, 書籍, 論文	なし
		抄録あり	同 上	あり
	その他の案内 データベース	研究課題目録, 図書目録, 案内簿, 催事案内, 時刻表などのデータ		なし
原情報 デー タ ベ ース	数値データ ベース	統計, 観測, 実験データ, 信用データ, 市況データ		なし
	辞書データ ベース	用語集, シソーラス		あり
		職員録, 電話帳, 分類コード		なし
	画像データ ベース	設計図, 地図, 写真		あり
	全文データ ベース	法令, 判例, 規格表, 新聞記事 (雑報)		なし
		百科事典, 新聞記事 (署名記事)		あり

図 7 データとデータベースの著作権

います。それが困るということであれば、契約にその明記すればよい。

3.6 隣接権と二次著作権

「隣接権」はディストリビュータにあるのですが、この隣接権はデータベース・ディストリビュータには現実にはありません。どうなっているかといえば、建前上はデータベースには有線送信権がある。有線送信権の中身が何であるかは、法律には何も書いてありません。何も書いてないので、それを行使することはできないわけです。

現実にはどうするかというと、ディストリビュータがプロデューサの作ったものをデータベースとして再編集します。再編集とは二次著作物を作ることであると理解され、したがって二次著作権があるということになります。

それではなぜ意味もない有線送信権を作ったかというと、とりあえず権利の枠組みを設けたわけです。まだ技術が成熟してないうちに中身を決めてしまうと、あとで技術的に実現可能になることを、さきに抑制することにもなりかねないので、こうしました。

(じつは著作権法には有線放送権という CATV がらみの権利があります。こちらの方は権利の内容が法律に明記されています。なお、有線送信権はそれよりも広い権利であると法律で定義されています。)

4. ニューメディアの著作権

ついでながらニューメディアについてはどうか。それを図 8 に紹介しておきます。

5. ソフトウェアの著作権

つぎにソフトウェアについてふれます。ソフトウェアは著作権で守るといいながら、実際にはいろいろな権利によって守っているのですね。図 9 はそれを整理してみたものです。

たて軸にソフトウェアの形態をとっています。よこ軸にソフトウェアの表現内容をとります。著作権で保護できるのは表現だけですが、ソフトウェアについては、表現のみとはいえないのですね。このマトリックスのうえに、現在米国でなされているソフトウェアの権利保護の状況—どんな制度でソフトウェアの権利を保護しているのか—を、むりやりに当てはめてみました。このように、これは著作権で守る、ここは商標権で守る、ここは特許権で守る、というように、いろいろな制度が利用されています。しかも、ある州ではイエスであるが、隣の州ではノーである。混沌としているというか、アナキーというか、そんな状況になっています。

6. なぜ著作権が議論されるのか

なぜこうも著作権が議論されるのか。私は一つの考え方を持っています。

著作権の方は国際条約でお互いに内国民待遇をする。A 国で取ったものは B 国でも取れるという仕組みがあります。著作権は出願という要件がないので、米国で著作権のあるものは日本でも自動的に著作権があることになっています。もう一つ、著作権は曖昧です。曖昧なので柔軟性がある。したがって新しい仕組みを持ちこみやすい。ですから、アメリカ

メディアの種類	著作権の考え方
CATV	在来の規定を見直す必要はある（放送とのバランスでとくに隣接権）
ビデオテックス	従来著作権（美術、写真、映画、プログラム、音楽）に相当
VRS	従来著作権（美術、写真、映画、プログラム、音楽）に相当
直接衛星放送	放送に該当
衛星通信	放送に該当（該当しない場合もある……CATV中継など）
文字多重放送	放送に該当
静止画放送	放送に該当
ファクシミリ放送	放送には該当しにくい
ビデオディスク	在来著作権として扱える（ただし出版、映画と異なる点もある）

図 8 ニュー・メディアの著作権

		公 的 領 域		私 的 領 域		
		ア ル ゴ リ ズ ム				プログラム
		法則、公的標準	事実上の標準	外部仕様	内部仕様	
ハードウェア自体		(1) なし	(5) 特許権	(9) 商標権	(13) 特許権	*****
ソフトウェア	ハードウェアに搭載	(2) なし	(6) ノウハウ	(10) 回路利用権	(14) ノウハウ	(17) 特許権
	ソフトウェア自体	(3) なし	(7) ノウハウ	(11) ノウハウ	(15) ノウハウ	(18) 著作権
	通信プロトコル	(4) なし	(8) ノウハウ	(12) ノウハウ	(16) ノウハウ	(19) 著作権

図 9 ソフトウェアの権利保護

カが新しい秩序を作ると、それがそのまま日本に無条件で入ってくる。どうにでも動かせるところが、たぶん米国側のつけ目ではないかと思えます。

よく皆様方は著作権が曖昧でおかしいではないかとおっしゃるのですが、その曖昧なところに著作権のメリットがあるわけですね。「これは私の権利だ」とはじめに主張した人の権利になる、といった点があります。

こういう観点からみますと、特許の方は制度が確立し、成熟して、柔軟性に乏しい。制度を動かしようがないのですね。しかも、特許の方は国別に出願するわけです。日本の特許は日本で、アメリカの特許はアメリカで、というように出願します。

7. コンピュータ著作物の著作権

いま審議会でコンピュータ著作物について議論をしています。コンピュータ著作物の対象は何かというと、コンピュータ・グラフィックス、CAD、それからコンピュータ・マップ、コンピュータ・ミュージック、自動翻訳、ソフトウェアの自動生成、データベースの自動生成、こんなところですよ。人工知能が境目に

入ってきます。審議会が始まって3年目になるのですが、多様な議論が交わされています。

これを私なりに整理したものが図 10 です。絵かきが絵を描くとか、書家が書を書くとかするのは道具のレベルです。オペレータは芸術家、つまり専門家であるわけです。「弘法は筆を選ばず」などという言葉がありますが、道具は簡単で、オペレータは専門家、できた物は一品生産です。道具が簡単なので、作品の創作性はかならずオペレータに依存する。だから道具の開発者には権利がありません。

機械の場合には、製品は規格品で、オペレータは労働者です。ここでは道具の開発者が専門家なので、したがって、製品に詰めこまれたノウハウの権利は開発者に属する。その権利が特許権です。

問題はつぎの情報システムのあたりから現れてきます。このときの製品（データベースなど）は特注品なので著作権があります。その製品の付加価値はむしろ道具の専門性に支えられたものであるので、著作者は道具の開発者ということになり、著作権は開発者に属する。

人工知能の場合には、オペレータも開発者も両方とも専門家です。このへんが難しい。コンピュータ

生産の仕掛け			製品	権利	
ハードウェア	開発者	操作者		種類	権利者
道具	労働者	専門家	個別品	著作権	操作者
機械	専門家	労働者	規格品	特許権	開発者
情報システム	専門家	労働者	個別品	著作権	開発者
人工知能	専門家	専門家	個別品	?	?

図 10 自動化と知的所有権

著作物はここになるのですね。

たとえば、パソコンの自動作曲システムをシンセサイザにつないである。メニューが出てきて、演歌風とか沖縄風とか適当な所を押すと、アルゴリズムが装填されていて、30秒ぐらい考えてあとで、それなりの和声とか拍子とか三部形式とかで演奏が出てきます。3分ぐらい演奏すると止まります。また30秒ぐらい考えこんで作曲して、また3分ぐらい演奏する。人がいなくても電源さえ入っていれば無限にくりかえして鳴っているわけです。伝統的な体系でいいますと1曲ずつの音楽が著作物なのです。問題はこのときの著作者は誰か、ということです。オペレータなのか、プログラマなのか、入力データ作成者なのか。

8. だれが秩序をつくるのか

以上、話が尻切れとんぼになりますが、著作権の世界ではコンピュータが非常に難しい問題を持ち込んでいる。それを申しあげたつもりです。この世界では、新しい秩序をはじめに構築した人が勝ちなのであります。

質疑応答

司会 藤原譲氏（筑波大学） たいへん有益で貴重なお話をいただきました。せっかくの機会でございますし、学会の活動と非常に関わりの深い問題ですので、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

藤原譲氏 では皮切りで、先程の隣接権とか著作権のところを表を見ていると、我々がよく使う言葉が出てこなかったのが出版権という言葉ですが、出版権というのをどのように考えるのでしょうか？

実際に著者と出版社との著作権のやりとりを考えれば、出版権というのが実は原著者の権利よりも重要なような気がするのですが。

講師 よく著者の方は自分の書いた論文をまとめて

本にして出されるわけですが、あの場合には著者は自分に著作権があるから勝手にできるわけです。出版権はそれを書物の形で出版する権利です。出版権は、出版する意志が本屋さんにある以上は続くわけですから、本さんは品切れとはいっても絶版とはおっしゃらないわけです。絶版というと出版権を失うのです。

米国の場合はだいたい著作権は出版社が持っていますが、日本は著作権をまるごと買うというようなルールにはなっていないで、原著者に残るわけですね。特に学会などが「学会に帰属する」と書いておけば別ですが、さもないと著者に残る。

それで出版社なり雑誌社なりの権利を何とか確保したいというので、最近版面権という概念が出てきたわけです。版面権には出版社のノウハウが入っているという概念です。この概念を侵害するものは何かといえば、無断コピーということです。

藤原氏 版面権ということだと、先程電子出版の話がニューメディアで出ましたが、ニューメディアの場合には版面に関わるのは内容なのですね。いわゆる版面権というものがなくなることですね。別の形態になるわけですから。そうすると先程の出版権で、いうなれば電子出版に対してある意味で抵抗といいますか、権利を主張できなくなるのかなという気もしているのですが、これはどうでしょうか？

講師 私は今のご質問に答えるられるほど勉強しておりません。
松倉利通氏（三洋情報システム） アメリカの方からよく日本の著作権法は非常に不備で、自分たちの著作物、いわゆるデータベースの権利を守ることができないということを聞くのですが、日本の著作権と著作権で守られているデータベースなりの権利と、アメリカの主張する著作権との差というのはどういふところにあるのでしょうか？

講師 アメリカでは制度上はデータベースの著作権という概念はない、ということです。

松倉氏 データベースの著作権という問題ではなくて、著作権の保護の下にデータベースの権利を確保するという表現でくるわけですね。それは大部分が契約になるわけですが、契約に基づく問題でも著作権というものが必ずそこに付いてまわってくるわけですね。彼らが言わんとしている著作権と日本が不備であるという点の差異というのがどの辺にあるのかということを伺いたいのですが。

講師 私は法律的に不備なところは無いはずである、と思います。

最近おそるべき判例がデータベースについて米国でありました。それは法律のデータベースについてで、ウェスト社の「判例大系」(紙メディア)の事例です。その判例のデータの上にナンバーがふっており、そのナンバーを引用すれば必要な情報を検索できる。(「ケミアブ」のレジストリ・ナンバーのようなものでしょう。) その「判例大系」の番号を「レキシス」がデータベースに入れてしまったのです。今度はデータベースから引けば済んでしまいますので、「判例大系」を全部揃えなくてもよいことになり、紙メディアの刊行者は莫大な損害を受けることとなりました。このケースでは結局、ナンバーをデータベースに登録することを法廷が止めさせました。元に戻された。

菊池康之氏(日本原子力研究所) 他人のプログラムを改良してプログラムを作ることがよく行われているわけですが、元が公開ソフトの場合は引用したことを明記するだけでよいのでしょうか？

講師 ソフトウェアの場合に紙メディアの場合とおなじ論理でよいかどうかは、私には分かりません。この場合には面倒な議論があるのかもしれませんが。

米田幸夫氏(東海大学) 「データには著作権が無い」とのお話でしたが、いろいろな論文を調査して得られた複数の値に対して考察をした結果、決定したデータについてはどうですか？

講師 データは著作物ではありません。ただ、その利用については契約によって決めることができます。また、引用は著作権上は自由です。先人の言っていることを使わざるを得ないときは、著者の許諾を取ってなくてもよいのです。ただし、引用する場合は次のような3つのルールを守ることがあります。1) どこからどこまでが引用かを明らかにする、2) 出典を明らかにする、3) 元のものを変えてはいけない、ということです。なお、複製は個人利用を

除いて認められてはおりません。また、転載は引用とは別です。

菊池氏 論文の出版の際に、著作権を譲渡する旨の書類を書いたのですが、その論文に書いた図を他の論文に使ってもよいのでしょうか？

講師 契約によるわけです。

司会 まだ、いろいろご質問があるかと思いますが、予定の時間を大幅に超過しておりますし、次に総会を控えておりますので、ここで終了とさせていただきます。(拍手)

(この講演は、1989年5月23日(火)東京大学山上会館で行われた本学会総会の記念講演を収録し、編集したものです。)